USPTO、査定不服審判の事前協議へのPTAB審判官の関与を公表

2026年9月24日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOは、9月10日、査定不服審判（ex parte appeal）の事前協議に新たに特許審判部（PTAB）審判官を関与させる運用変更を行う旨、公表した[1]。

今般公表された運用変更は、審判請求対象の拒絶判断に対して実体的な審理を行う前のレビュー手続にPTAB審判官（Administrative Patent Judge: APJ）の関与を認めるもので、具体的な内容は次のとおりである。

１．査定不服審判前協議（Pre-Appeal Brief Conference）への関与

- 特許出願人は、査定不服審判請求に際し、審判請求趣意書（appeal brief）の提出前に、審査官による拒絶判断の法適用・事実認定についてレビュー（協議）を行うよう要請することが試行的に認められている[2]。
- 本協議は、少なくとも担当審査官とその管理職（supervisor）を含むメンバーを選定、実施することとされているところ、新たにPTAB審判官もこの協議に追加的に参加することが可能となる。
- PTAB審判官を含む本協議への参加者名は、協議結果通知（Notice of Panel Decision from Pre-Appeal Brief Review form）において明示される。

２．査定不服審判協議（Appeal Conference）への関与

- 査定不服審判請求に際して、特許出願人により審判請求趣意書（appeal brief）が提出された場合、審査官による拒絶判断を維持すべきか否か検討するための審判協議が原則として実施されることとなる[3]。
- 本協議は、①担当審査官、②管理職審査官、③同分野に関し十分な知見を有する他の審査官の3者により実施されるところ、③の審査官に代わり、新たにPTAB審判官がこの協議に参加することが可能となる。
- PTAB審判官を含む本協議への参加者名は、同協議結果としての審査官応答書面（examiner's answer）において明示される。

USPTOは、これら協議に参加するPTAB審判官はあくまで助言を与える役割のみを担うとしつつも、公平性の担保のために、将来的に査定不服審判の審理を行うPTABパネルからは除外されると説明している。また、各協議の結果として拒絶判断が撤回された場合でも、同判断はPTABによる決定とはいえないため、35 U.S.C.§154(b)に基づく特許期間調整において参酌されることはない。

本運用変更を通じた特許審査官とPTAB審判官の協働・相互理解の醸成は、査定不服審判手続全体の合理化にも寄与することになるとUSPTOは説明している。

（以上）

---

[1] Update to Panels for Pre-Appeal and Appeal Conferences
[2] "Pre-Appeal Brief Conference Pilot Program"（MPEP§1204.02）
[3] MPEP§1207.01